

令和8年度

水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）

仕様書

三原市消防本部

第1章 総則

- 1 本仕様書は、三原市消防本部（以下「当本部」という。）が令和8年度に購入する水槽付消防ポンプ自動車（II型相当、以下「車両」という。）の製作、艤装、性能、提出図書、検査、登録手続等について必要な事項を定める。
- 2 車両は、次に掲げる関係法令等に適合し、日本消防検定協会が行う消防ポンプ自動車の受託試験に合格するとともに、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
 - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 - (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
 - (3) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）
 - (4) 消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防ポンプ自動車の安全基準」に係る項目。
- 3 受注者は、本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、疑義が生じた場合は速やかに当本部と協議し、その指示又は承認を受けること。なお、契約締結後速やかに当本部担当者と打合せを行い、細部の確認を行うこと。
- 4 受注者は、第2章（提出図書）に定める承認図書を提出し、当本部の承認を得た後に製作に着手すること。
- 5 受注者は、製作過程において、本仕様書に変更の必要が生じた場合は、直ちに当本部と協議したのち、当本部あてに書面をもって提出し、承認を得た場合のみ仕様の変更をすることができるものとする。
- 6 車両の艤装材料・装備品及び積載品の同等品は可とするが、同等品以上を使用する場合は、入札日までに本体及び仕様を示す資料を当本部担当者に提示し、審査を受けること。なお、同等性の判断は当本部が行う。
- 7 受注者は製作全般にわたり厳重な社内検査を実施し、品質を確保すること。製造工場は、品質管理体制（例：ISO9001認証取得、又は同等の品質管理システム）を有すること。
- 8 車両（付属品・積載品を含む）はすべて新品とする。
- 9 本仕様書に明記のない装備品等は、メーカーが公表した標準装備品等を装備するものとする。
- 10 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合、その責任を負うこと。
- 11 車両の保管責任は、当本部の完成検査に合格するまでの間、受注者が負うこと。
- 12 受注者は、車両納入後においても、当本部担当者からの修理等の要請に対し、速やかに対処すること。
- 13 車両は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める該当規格に適合すること（駆動方式を除く）。

第2章 提出図書

1 契約後提出（承認図書）

(1) 受注者は、次の図書を各2部又は各3部(当本部指定)提出し、当本部の承認を得ること。部数は契約後の協議で確定する。

ア 製作工程表

イ 製作承認図（艤装5面、キャブ内図、センタコンソール図）

ウ 電気配線図（ヒューズ・リレー・電源系統を含む）

エ ポンプ艤装図

オ ポンプ配管系統図

カ 真空形成装置/自動揚水装置の系統図(方式を問わないが構成が分かること)

キ 諸元明細表

ク 標準取付品及び付属品一覧表

ケ 積載資機材の配置計画図（梯子架台、収納レイアウト等）

コ 重量・重心及び荷重分布計算書

サ 灯火類・警報装置の配置図及び作動概要（赤色警光灯、標識灯、作業灯、路肩灯、バック警報、未閉鎖注意表示等）

シ シャッター/扉の構造概要（施錠、任意位置停止、防水対策等が分かる資料）

ス 収納庫内照明（連動条件）及びスイッチ配置概要

セ その他当本部が指示するもの

2 納入時提出図書

受注者は納入時に次の書類を提出すること。

(1) 車両取扱説明書

(2) ポンプ取扱説明書及びパーツリスト

(3) ポンプ性能試験成績表（受託試験合格を含む）

(4) 受託試験合格及び安全基準適合プレート（写し）

(5) 工程写真（シャシ、組立中、塗装後等）

(6) 完成写真（前後左右及び上面）

(7) 自動車検査証（写し）

(8) 自動車改造計算書

(9) 完成車重量及び転覆角度の確認資料

ア 完成車重量 計量証明書等又は自動車検査証（写し）

イ 転覆角度 計算書又は第三者成績書（いずれか必須）

(10) その他当本部が指示するもの

第3章 購入台数・納入期限・納入場所

1 購入台数

1台

2 納入期限

令和10年2月25日 これより早期の納車も可、ただし令和9年度中に限る。

3 納入場所

三原市消防本部（広島県三原市宮浦一丁目22番2号）

第4章 車両概要

車両は、消防用水ポンプ装置及び2,500L以上の水槽を装備し、河川、消火栓等の水利から迅速かつ確実に揚水・放水活動ができるものとする。車両前方よりキャビン・ポンプ室・総幅水槽・機材収納庫とし、ポンプ室と機材収納庫はシャッター室とすること。また、排気ガス浄化装置は、ポンプ運転及び放水活動に支障が生じないよう再生ができること。

第5章 シャシ（車台）

1 シャシ及びエンジンは消防用として適した消防専用シャシで、必要な強度・耐久性・整備性を有し、日本消防検定協会の受託試験等に適合すること。

2 主要諸元は次のとおりとする。

(1) 型式：国産、キャブオーバー、ダブルキャブ、ハイルーフ仕様

(2) 駆動方式：2輪駆動

(3) 変速機：AT

(4) 乗車定員：6名以上

(5) 車両総重量：11,000kg未滿

(6) 全長：7,000mm未滿

(7) 全幅：2,400mm以下

(8) 全高：3,100mm以下

(9) エンジン：ディーゼル（最新の排出ガス規制に適合）

(10) 出力：200PS以上（消防検定出力相当以上）

(11) PTO：水ポンプ用PTOを装備

(12) 制動装置：ABS付

(13) 燃料タンク：100L以上

(14) オイルパンヒーター（10mコード付）を装備

(15) 安全装置はメーカー標準装備を含め、必要な装備を備えること。

3 装備品は次のとおりとする

(1) パワーステアリング

- (2) 電動格納式ミラー（熱線入り）
 - (3) 電動キャブチルト装置（支え棒付）
 - (4) 後退警報装置
 - (5) バッテリーメインスイッチ（LED 確認灯付）
 - (6) マニュアルエアコン（純正品）：フロント、ダクト後方延長
 - (7) SRS エアバッグ（運転席）
 - (8) パワーウィンド（全ドア）
 - (9) 集中ドアロック
 - (10) GPS カーナビゲーション（テレビ視聴が出来ないもの）
 - (11) バックカメラ（純正品）
 - (12) ドライブレコーダー
 - (13) LED ヘッドランプ
 - (14) LED フォグランプ
 - (15) グリル・ミラー・フロントグリップ・キャブ昇降グリップ（別途協議）
 - (16) 牽引用フック（前後）
 - (17) サンバイザー：運転席及び助手席
 - (18) サイドバイザー（樹脂製）：各ドア
 - (19) 泥除けゴム：全輪
 - (20) ナンバーフレーム
 - (21) キーレスリモコン
 - (22) LED フットランプ：各ドア
 - (23) 大型GPS時計（オーバヘッドコンソール中央部取付け）
 - (24) 超防汚シートカバー：全席
- 4 付属品は次のとおりとする
- (1) フロアーマット：前後席足元
 - (2) スペアタイヤ：ホイール付1本
 - (3) タイヤチェーン：シングル一式
 - (4) ブースターケーブル
 - (5) 標準工具
 - (6) 非常停止板
 - (7) 牽引ワイヤー
 - (8) スタッドレスタイヤ：一式（ホイール付）

第6章 水ポンプ装置

1 主ポンプ

- (1) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合し、1段ポリユート式ポンプ又は2段バランスタービンポンプ（同等性能可）とし、次に掲げるポンプ性能とする。ポンプ材質は車体全体の軽量化を図るとともに、耐久性及び耐腐食性を考慮すること。
 - ア ポンプ性能：A-2級以上（吸水管75mm×2本）
 - イ 放水静圧力0.85MPaにおいて放水量2,000L/min以上
 - ウ 放水静圧力1.40MPaにおいて放水量1,400L/min以上
- (2) 軸受部の気密封は、メンテナンスフリーのメカニカルシール構造とすること。
- (3) 水ポンプはPTOにより駆動され、操作は運転席及び左右ポンプ操作装置のスイッチ等により行えること。
- (4) ポンプ使用後の残水は確実に排水できる構造とし、ドレンの各配管の排出弁は、吸水系統と吐水系統に色分けし集中操作できること。
- (5) ポンプ室内の点検が容易に行えるよう、点検口及びLED照明灯を必要数設けること。

第7章 真空ポンプ及び自動揚水装置

- 1 真空ポンプを備え、規定吸水管（75mm×10m相当）を用いた吸水において、迅速かつ確実に揚水できること。
- 2 真空操作は、押ボタン式スイッチによるものとし、駆動装置は円滑に作動し、揚水完了後は自動的に停止すること。また、非常用別系統スイッチ（スロットル・圧力計・連成計含む）を車体左右ポンプ操作装置付近に設けること。ただし、非常用別系統スイッチを左右取付けできない場合は右のみでも可とする。
- 3 真空性能は、吸管外端閉塞にて30秒以内に大気圧の84%に到達することを目安とし、受託試験及び関連基準に適合すること。

第8章 ポンプ操作装置（安全機能含む）

- 1 ポンプ操作装置は車体左右に設け、容易かつ安全確実に操作できること。
- 2 ポンプ操作装置の表示画面は液晶パネル式とし、各放口・中継口・吸水口の開閉状況、揚水状況、エゼクターの開閉状況、流量及び積算流量、ポンプ回転、水量等が容易に確認できること。その他機能はメーカー推奨とする。
- 3 圧力計・連成計は凍結・故障等の少ない電子式又は機械式とし、振動等でも針振れが無い構造とすること。
- 4 自動調圧機能、緊急減圧機能、自動真空テスト機能、警報ブザー（落水、冷却水、真空ポンプ作動時間等）、非常停止機能等、必要な安全機能を有すること。
- 5 ポンプスロットルは誤操作防止の観点から、左右とも同一方向操作等、統一された操作性を確保した電子スロットルとすること。

6 ポンプ操作盤上にPT0スイッチを設けること。

第9章 配管

すべての配管は振動に十分耐える構造とし、通水内面には防錆等の処置を施すこと。残水処理、凍結防止、点検整備性に配慮すること。

第10章 吸水口・放水口・中継口・吸管

- 1 吸水口は75mm ボールコック（ストレーナ付等）とし、吸水操作が車体左右いずれからでも支障なく実施できるよう設けること。吸水口の配置は次の(1)(2)のいずれかを満たすこと。
 - (1) 電動吸管巻取装置（サイドプル方式）
吸水口を電動吸管巻取装置部と車両左側に各1個設けること。
 - (2) 左側常設吸水管（他方収納スペース）
消防呼称75mm ボールコック（ストレーナ付）とし、車体左側に1個設け、内径75mm以上×10mの吸管（スイベルエルボ付）を常時接続すること。他方吸口にはチェーン付きキャップを設けること。
- 2 連続呼水装置（エゼクター方式）を取り付けること。吸水口エルボには揚水確認窓を設けること。また、放水量1,000L/min、放水圧0.5MPa（吸水高さ3.0m）のとき、呼水装置のバルブを全開しても落水せず60秒以内に揚水を完了すること。
- 3 吸管は、75mm×10m相当の軽量ソフト吸水管を装備し、次のとおりとする。
 - (1) 常時待機用の吸管1本は、助手席側から迅速に使用できる状態で常時接続又は常時接続に準ずる状態で待機できること。
 - (2) 上記(1)の待機状態は、渦巻収納、サイドプル方式、巻取り装置等、方式を問わない。ただし、地上から安全・迅速に展開/収納でき、吸管及び車体の損傷防止措置（ローラー、保護材等）を講ずること。
 - (3) 動力を用いる装置（電動巻取り等）を採用する場合は、故障、停電、バッテリーメインOFF等の場合でも、手動等により展開/収納が可能な非常措置を有すること。
 - (4) 2本目以降の吸水管を装備する場合は、車体上部収納等の別収納部に収納し、迅速に取り出し可能な構造とすること。
- 4 放水口は65mm ボールコックとし、車体両側に各2個（計4個）設けること。媒介金具は当本部運用に適合するものを設けること。
- 5 中継口は車体両側に各1個設けること。口径、媒介、吸水兼用の可否等は当本部運用に適合するよう協議のうえ決定する。
- 6 水タンク送水コックは左右ポンプ室から操作可能なこと。ただし、構造上左右からの操作が困難な場合は、ポンプ室運転席側から操作可能であれば可とする。

- 7 吐水口・中継口・吸水口は面金付又は開放型とする。
- 8 各レバー付近には、その旨の表示をすること。
- 9 レバーの操作方向、開閉表示等は統一し、誤操作防止措置を講ずること。

第 11 章 冷却装置・不凍液注入装置・ドレン

1 冷却装置

- (1) 補助クーラー等への配管は通常回路のほかに予備回路を設け、車体側面にあるコック又はバルブで切り替えができること。通常回路のストレーナーが詰まった際には、予備回路に切り替えて放水を一旦停止することなく連続放水が可能なこと。
- (2) 通常、予備共にストレーナーを備え、ストレーナーはガラスボールにより詰まりがないか容易に状態確認でき、取り外し掃除できること。
- (3) 冷却水を外部へ放出せず、水槽へ還流できること。また、自然水利を揚水した場合水槽へゴミが侵入しないようコック操作により外部へ放出もできる構造とすること。

2 不凍液注入装置

ポンプ、配管及び止水弁等の凍結防止のため、不凍液注入装置（カプラー式等）を設けること。

3 ドレン配管（ポンプ、各配管等）

- (1) 配管及び各コック類にはドレンを設け、確実な残水処理ができ、ドレンにはすべて 90 度開閉式ボールバルブを取付けること。
- (2) ドレンに取付けるバルブは、冬季凍結防止のためポンプ室に設け、ポンプ室にて操作可能なこと。（ステップ下部は不可）
- (3) ドレンは、排水された水が直接シャシ等に触れない構造とすること。
- (4) ドレンコック付近には、その旨の表示をすること。

第 12 章 水槽

- 1 水槽は 2,500L 以上とし、材質はポリプロピレン、アルミ、FRP、ステンレス等、耐食性・強度・耐久性が同等以上のものとする。
- 2 防波板を設け、清掃・点検が容易な構造とすること。
- 3 左右にボールコック付き積水口（65mm 差込メス等）及び水量計を設け、キャップ落下防止措置を講ずること。水量計は電子水量計とフロート式水量計（左右）を設けること。また、電子水量計は左右のポンプ操作装置モニターにて確認ができ、低水位時には、音声又は警報により操作隊員に認識させることができること。
- 4 上部にオーバーフロー及びマンホールを設け、下部に排水装置を設けること。
- 5 水槽からポンプへの給水系統には、逆流防止等に配慮した止水弁等を設け、必要に応じ当本部と協議し安全な連動制御等を行うこと。

- 6 水槽は振動・衝撃等により損傷・緩み等を生じないよう車台に固定し、使用時に予想される水圧に対して変形及び水漏れのない構造とすること。
- 7 水槽は、ポンプによる自己補給できる構造とし、ポンプへの補給口並びに排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施していること。
- 8 満水又は空の状態においても走行安全性を確保できること。
- 9 タンク停水弁(満水時自動閉鎖)を左右積水口に設けること。

第13章 キャブ及び車体艤装

- 1 キャブはハイルーフとし、隊員活動・装備収納に必要な下記装備を設け、居住性と安全性を確保すること。
 - (1) LED式赤色警光灯(モータサイレン1個・スピーカ2個)キャブ一体型
 - (2) LED標識灯:左右各1個
 - (3) LED作業灯:左右各1個
 - (4) LEDマップランプ:3個
 - (5) LED室内灯:大型1個
 - (6) ルーフオーバーヘッド収納棚(嵩上げ部)+シャシ純正オーバーヘッド収納
 - (7) ルーフセンタ/リアコンソール
- 2 キャブ内には、空気呼吸器取付装置、面体フック、収納、室内照明等を適切に設けること。
- 3 座席等は次によること。
 - (1) 座席には超防汚シートカバーを装着すること。
 - (2) 助手席に埋込式の空気呼吸器取付装置(クイックホルダー)を取り付けること。
- 4 後部座席及び座席下収納は次によること。
 - (1) 後部座席座面はフラットシートとし、座面は常時着座可能な状態であること。
また、シート後方に機材収納用木箱を設けること。
 - (2) 後部座席は、跳ね上げまたは取り外しが可能な構造とすること。
 - (3) 後部座席下部に資機材収納ボックスを設け、両側面に扉を設けること。
 - (4) 後部座席後方パネルは垂直立ち上げ(後方拡張)として居住空間を最大限確保し、居住性向上のために純正窓ガラス付きとすること。
- 5 空気呼吸器取付装置及び面体フックは次によること。
 - (1) 後部座席後方に空気呼吸器取付装置(クイックホルダー)を3式取り付けること。
 - (2) 後部座席後方に面体フックを3個取り付けること。
- 6 手すり及びフックは次によること。
 - (1) 後部座席前方に手すりを設けること。
 - (2) 可動式のビニール保護付きS字フックを8個設けること。

- 7 地図等収納及びLED誘導棒収納は次によること。
 - (1) 地図等を収納するボックス（A3サイズ）をキャブ内中央手すり付近に設けること。
 - (2) 前号の付近に、LED誘導棒2本を収納固定できる装置を設けること。
- 8 センターコンソール及び電源は次によること。
 - (1) 運転席と助手席の間にセンターコンソールボックスを設けること。
 - (2) センターコンソールボックス付近にインバータ装置を設け、AC100V電源が使用できること。また、インバータ装置の取付けは資機材の支障がない位置に設けること。
 - (3) キャブ内にAC100Vコンセント（2口以上）を設けること。（取付位置は別途協議）
- 9 前各号の取付位置、固定方法及び配線取り回しは、安全性、操作性及び整備性に配慮し、支障が生じない構造とすること。
- 10 車体は資機材収納庫、ステップ、手摺等を設け、安全に活動できる構造とすること。艀装は総合的な重量軽減、低重心化及び前後左右の重量バランスに配慮すること。
- 11 キャブ外側の艀装は次のとおりとする
 - (1) 消防章（危害防止板付）を、キャブ前面に取付けること。
 - (2) 第1項(2)に定めるLED標識灯は、ハイルーフ両側面に各1個設けること。
 - (3) 後席乗降用ステップを設け、ワイドステップ車輪止め入れを取り付けること。左側はバッテリー引出装置（扉付）を設けること。また、縞板製バッテリーカバーを取付けすること。
 - (4) キャブ前面上部2ヶ所及び左右ドア部分4ヶ所に乗降用のステンレス製アシストグリップを設けること。
 - (5) フロントウィンド下部グリップはメッキとする。
 - (6) 左右ミラーカバー及びブスターはメッキとする。
 - (7) ナンバーフレームを前後に取り付けること。
 - (8) フロントバンパー上部及び左右足掛け部はアルミ縞板張りとする。
- 12 パーシャッターは次によること。
 - (1) パーシャッターは防水性、耐久性を有し、走行振動で不用意に開放しない構造とし、ポンプ室（シャッター各1面）、総幅水槽、後部資機材収納庫（左右各1面・後面1面）のオールシャッターとする。
 - (2) 必要に応じて施錠可能であること。鍵の仕様・本数は当本部と協議すること。
 - (3) 開閉操作は隊員が確実にできること。必要に応じ、任意位置で停止できる等の安全措置を講ずること。
 - (4) 角部、縁部等は危害防止処理を施すこと。

- (5) 車体側面のシャッター下部には展開式ドアステップを設け、開放保持（ガスダンパー等）及び確実なロック機構を備え、操作時の挟まれ・落下等の危険を低減すること。
- (6) シャッター、ドアステップの開放時に周囲から視認できるよう、反射材、注意表示、照明等により安全措置を講ずること。

13 収納庫・積載固定は次によること。

- (1) 収納庫内照明（LED）を必要数設け、扉/シャッター開閉と連動して点灯すること。
- (2) 収納棚、間仕切り、固定具等は、資機材の落下・移動を防止でき、かつ取り出しやすい構造とすること。
- (3) 資機材固定は、ラッシングベルト等によりワンタッチ又はこれに準じる操作で着脱できる構造を基本とすること。
- (4) 収納レイアウトの細部（棚段、引出し、展開パネル等）は、承認図書提出前に当本部と協議のうえ決定すること。
- (5) 収納庫は、資機材保護及び排水性を確保するため、必要に応じ防水パッキン、水抜き、すのこ、クッション材等を設けること。
- (6) 経年の積載品変更に対応できるよう、棚・固定位置等の変更が可能な構造であることが望ましい（工法は問わない）。

14 ステップ・昇降部は次によること。

- (1) ステップ、フェンダー上、上部通路等の足掛かり部は、滑り止めを施し、十分な強度を有すること。
- (2) ステップ、タラップ、ブラケット、手摺等を取り付ける箇所は十分な補強を施すこと。

15 車体上部（通路・手摺等）は次によること。

- (1) 車体上部はアルミ縞板貼りとし、水槽は点検口下部に設置し活動に支障のない安全性を確保すること。また、左右にあおりを設け落下防止とし、内側にも傷防止のためアルミ縞板貼りをすることとし、必要に応じてシャッター内の開口面積を最大限確保するため、シャッターの巻取り装置は嵩上げ部分に全て隠蔽する構造とする。
- (2) 必要箇所に手摺、保護柵等を設け、物品落下防止及び隊員転落防止に配慮すること。
- (3) 上部の点検・整備が可能な点検口、点検扉等を必要箇所に設けること。
- (4) 車体上部アルミ収納ボックスは、走行中の開放防止、雨水浸入対策、落下防止を確実にし、かつ点検整備が容易な構造とすること。
- (5) 車体上部には、二連梯子、かぎ付き梯子及び積み下ろしを行う昇降装置を設けること。詳細は第 16 項によること。

- 16 梯子積載・積み下ろしは次によること。
- (1) 二連梯子及びかぎ付き梯子は、ともに車体上部に積載し、同一の引き出し回転式昇降装置により、車両後方等から安全かつ確実に積み下ろしできる構造とすること。
 - (2) 昇降装置及び梯子架台は、走行中の振動・衝撃等により緩み、脱落、異音等を生じない構造とし、確実な固定及びストッパー等の落下防止措置を講ずること。
 - (3) 昇降装置は、隊員が地上から安全に操作できる操作性を有し、手指の挟まれ、梯子の落下等の危険を低減する保護措置を講ずること。
 - (4) 車両全高制限に配慮し、積載状態において関係法令に適合し、かつ緊急走行及び現場活動に支障がないこと。
 - (5) 未収納又は固定不良を抑止するための注意表示又は確認手段を設けること。
- 17 防火衣等の収納（運用要件）は次によること。
- (1) ポンプ室の指定スペースには、防火衣等を収納できるハンガーパイプ（必要に応じフックを含む）を設けること。
 - (2) ハンガーパイプは走行中の落下防止措置を有し、防錆性・耐久性を備えること。
 - (3) ポンプ室両側壁には資機材等を効率よく取付・収納可能なこと。また、ポンプ室上部は左右貫通収納スペースとしてホース等の資機材を収納可能なこととし、資機材の落下防止措置を講ずること。
 - (4) 具体の設置位置は、吸管配置等との整合を踏まえ承認図書にて協議すること。
- 18 整備性・安全性は次によること。
- (1) 重要保安箇所及び主要装置は、点検整備が容易な構造とし、必要箇所に点検口又は点検扉を設けること。
 - (2) ポンプ室は点検・手入れが容易な構造とし、操作面床は排水性及び凍結防止に配慮した構造（傾斜、水抜き等）とすること。
 - (3) 貫通部、取付部等は防水措置を講ずること。
- 19 各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には名称及び操作表示を明記すること。

第14章 電装品・灯火・警報装置

- 1 赤色警光灯、標識灯、赤色点滅灯、作業灯、路肩灯、車幅灯、サイドマーカ、計器灯、室内灯等を適切に配置し、緊急走行時及び現場活動時の安全を確保すること。
- 2 赤色警光灯等（緊急走行用灯火）は次によること。
 - (1) ハイルーフキャブ一体型赤色警光灯はLED式とし、昼夜において視認性を確保できること。

- (2) 赤色点滅灯等の LED 式補助警告灯（前 4 個、後 2 個、左右アオリ部各 2 個）は、赤色警光灯と連動して作動させることを基本とする（連動範囲は協議）。
- (3) 灯具は必要に応じ保護枠等を設け、損傷防止に配慮すること。
- 3 電子サイレンアンプ、スピーカー、モーターサイレン（搭載する場合）及び拡声用マイク等は次によること。
 - (1) 電子サイレンアンプ及び各種操作機器はキャブ内に集約し、操作性及び視認性を確保すること。取付位置はセンターコンソール等、隊員が操作しやすい位置とし、詳細は別途協議とする。
 - (2) 拡声用マイクは、確実に固定でき、容易に着脱できる構造とすること。取付本数・位置は運用により協議とする。
- 4 作業灯、照明灯及びサーチライト等（活動照明）は次によること。
 - (1) 車両の活動エリア、ポンプ操作部、資機材取出し部を有効に照射できるように作業灯を設けること（キャブ両側面各 1 個、後 2 個、左右アオリ部各 2 個）。
 - (2) 伸縮・旋回可能な照明灯（LED 式サーチライト、75W 以上）は、前方又は後方等、現場活動に有効な位置に設け、操作しやすい位置にスイッチ等を配置すること（詳細は協議）。
- 5 収納庫等の照明は次によること。

各収納庫内には、扉及びシャッターの開閉に連動して点灯する LED 照明灯を必要数設けること。
- 6 未閉鎖表示・警報は次によること。
 - (1) シャッター（両側面及び後部等）並びに主要な扉の開閉状態が、運転席等で確認できる装置を設けること。
 - (2) 未閉鎖又は不完全閉鎖の場合は、警告灯の点灯及び警報音等により注意喚起できること（方式は問わない）。
- 7 後退警報は次によること。

後退警報ブザーを設けること。必要に応じ、運用に支障がない範囲でスイッチ等を設けること。
- 8 外部電源及び充電は次によること。
 - (1) 外部電源入力部は防雨措置を講じ、必要に応じ通電表示灯等により通電状態が確認できること。
 - (2) 過充電防止等の安全機能を有するバッテリー充電/管理装置を設けること。
 - (3) オイルパンヒーターは、スイッチ、ブレーカ等により安全に運用できること。
- 9 灯具・スイッチの保護は次によること。

車体外部に取り付ける灯具、スイッチ等は、必要に応じ保護枠等を設け、損傷防止に配慮すること。

- 10 車両灯火（尾灯、制動灯、後退灯、路肩灯、車幅灯、サイドマーカー等）は関係法令に適合し、次によること。
 - (1) 路肩灯、車幅灯、サイドマーカーは、LED 式としスモール灯と連動させることを基本とする。
 - (2) 後部灯火は必要に応じ埋込型等とし、損傷防止及び整備性に配慮すること。
- 11 計器灯・操作盤照明は次によること。
 - (1) ポンプ計器灯、操作盤照明等は夜間視認性を確保できること。LED 式を基本とする。
 - (2) 走行・活動に支障のない明るさ及び配置とすること。
- 12 キャブ内照明（室内灯・足元灯・マップランプ等）は次によること。
 - (1) 室内灯（LED）を必要数設け、乗降及び夜間活動に支障がないこと。
 - (2) 必要に応じ、ドア開放連動の足元灯（LED）等を設けること。
 - (3) マップランプ（LED）は、助手席と後席両側とし運転に支障のない配置とすること。
- 13 スイッチ類、表示及び操作性は次によること。
 - (1) 各灯火、警報、作業灯等のスイッチはスイッチボックス等により集中配置し、操作が容易に行えるように設けること。
 - (2) スイッチ、操作部には名称及び作動表示（ON/OFF、作動方向等）を明記し、必要に応じ確認灯を設けること。
 - (3) 夜間においても操作部が視認できる照明等を設けること（運転の妨げにならないこと）。
- 14 電源及び配線は次によること。
 - (1) 機装電源は専用ヒューズボックス及びリレー等により系統管理し、点検しやすい位置に一括して設けること。
 - (2) 機装メインスイッチ（確認灯付）を設けること。機装電源は ACC 連動等により通電管理を行うこと（運用は協議）。
 - (3) 配線は容量に見合った太さとし、回路保護（ヒューズ等）を適切に設けること。
 - (4) 配線は可能な範囲で系統管理（色分け、回路表示等）を行い、ヒューズボックスには系統名及び容量を表示すること。
 - (5) 配線貫通部はグローメット、ブッシュ等で保護し、防水措置を講ずること。外部に露出する配線は防水及び被覆保護を行うこと。
 - (6) 機器類付近の接続部は確実な端子処理を行い、必要に応じ絶縁・保護を施すこと。
 - (7) キャブチルト等、点検整備時の動作に支障がない配線取り回しとすること。

- 1 消防無線電話装置及び車両動態管理装置（AVM）の乗せ替え等
 - (1) 当本部が指定する車両（以下「旧車両」という。）に搭載されている消防無線電話装置及び車両動態管理装置（AVM）を取り外し、本車両へ乗せ替え（移設・再取付け）を行うこと。
 - (2) 取外し及び再取付けに伴い必要となる取付金具、配線、電源取り出し、保護ヒューズ等）、アンテナ類、ケーブル類その他一切の部材及び作業は受注者の負担で実施すること。
 - (3) 取付位置、操作性、視認性、配線経路及び固定方法は、運転及び乗員の安全並びに車両の保守性を損なわない構造とし、詳細は当本部と協議の上決定すること。
 - (4) 乗せ替え後、消防無線及びAVMの機能確認を行い、結果を当本部へ報告すること。
 - (5) 取外し後の旧車両の開口部、取付跡等は、防水及び防錆上支障のないよう必要な処置を行うこと。
 - (6) 乗せ替え及びこれに付随する作業は、関係法令及び関係機関の指示に適合するよう実施すること。
 - (7) 旧車両の車体に記入又は貼付されている文字、表示、マーク等（カットシール、ステッカー等を含む。）は、受注者の負担により除去し、接着剤残渣の除去、塗装面の保護等を適切に行い、外観及び防錆上支障のない状態に復旧すること。除去及び復旧の方法並びに範囲は、当本部と協議の上決定すること。
 - (8) 受注者は、旧車両から赤色回転灯、モーターサイレン等の緊急走行に係る付属品を撤去すること。撤去した付属品は、当本部の指示に従い当本部へ引き渡し、又は関係法令に従い受注者の責任において適正に処分すること。
- 2 ドライブレコーダーの電源はACC以上で通電すること。取付位置及び配線方法は当本部と協議して決定する。

第16章 塗装及び記入文字

- 1 塗装の基本は次によること。
 - (1) アルミ、ステンレス、メッキ部品、樹脂部品等を除き、金属部は防錆処理のうえ塗装し、金属の露出部分が生じないようにすること。
 - (2) 取付部、合わせ目、切断面、折曲げ部、ボルト穴周辺等は腐食が生じやすいことから、塗装の回り込み及び膜厚確保に配慮すること。
 - (3) 車体に取り付けられた部品は、必要に応じ塗装前に取り外す等、取付部周辺に不塗装部が残らないようにすること（取外しが困難な場合は同等の防錆措置を講ずること）。
 - (4) 異種金属の接触部等は電食防止に配慮し、必要に応じ絶縁材、シール、下地処理等を行うこと。

2 塗装要領は次によること。

- (1) 外板、扉、シャッター等の外装部は、十分な素地調整及び防錆処理を行った後、上塗り2回以上（同等以上の仕上げを含む）を行い、必要に応じ乾燥後に磨き等の仕上げを行うこと。
- (2) 車体外装色は朱色を基本とする。色調（色番）及び色分け（例：バンパー部、嵩上げ部、下回り等）は当本部と協議のうえ決定すること。
- (3) シャッターは原則として車体外装と同系色で塗装すること。
- (4) 収納庫内面、ポンプ室内等の内装部は、防錆処理のうえ、視認性及び整備性に配慮した明色（シルバー等）を基本として塗装すること。ただし、ポンプ室内色等は架装メーカー推奨色を可とし、詳細は当本部と協議すること。
- (5) 車体下回りは防錆処理のうえ、耐錆性の高い塗装又はアンダーコート等を施すこと。

3 塗装性能（耐候性・耐食性）は次によること。

- (1) 長期使用、沿岸環境、凍結防止剤等による塩害を考慮し、耐候性・耐食性に優れた塗装系（ハイソリッドウレタン等、同等以上）とすること。
- (2) 耐久性の確認方法は、メーカー試験成績、第三者試験成績、又は同等の根拠資料により示せること。
- (3) 性能値を設定する場合は、促進耐候性試験（例：サンシャインウエザオメータ等）及び塩水噴霧等の促進腐食試験において、著しい変退色、亀裂、剥離、ふくれ又は発錆が生じない水準を目安とし、具体の判定基準は当本部と協議のうえ決定すること。

4 保証（補修）は次によること。

納入後3年以内に塗装又はメッキ部に著しい変色、亀裂、剥離、ふくれ、発錆等が生じ、製作上の原因が認められる場合は、無償にて補修（再塗装又は再メッキ等）を行うこと。ただし、事故・改造等によるものを除く。

5 記入文字、表示類及び反射材は次によること。

- (1) 車両の各部に記入する文字（対空表示を含む）は、当本部の指定する内容により施工すること。記載内容、位置、寸法、色、書体は当本部と協議のうえ決定すること。
- (2) 記入文字は、耐候性・耐水性に優れ、剥離しにくい方法（反射式カッティングシート、カッティングシート、塗装等）で施工すること。反射材を用いる場合は、関係法令（保安基準等）に適合する範囲で施工すること。
- (3) 機器の操作部、スイッチ類等の表示は、名称及び操作方法が明確に判読でき、摩耗・薬品・水濡れ等により消失しにくい表示（ネームプレート等）とすること。
- (4) 夜間の視認性向上のため、必要に応じ反射材（反射シート、反射テープ等）を適切に設けること。施工範囲・色等は当本部と協議のうえ決定すること。

第 17 章 検査

1 総則

当本部は、仕様書及び承認図書（承認図、承認仕様、協議決定事項を含む。以下同じ。）に基づき、受注者立ち会いのもと、中間検査及び完成検査を行う。

2 検査の実施手続

(1) 受注者は、検査実施予定日の概ね 30 日前までに、検査希望日、検査場所、検査工程、立会者及び検査項目（試験要領を含む。）を記載した書面により当本部へ申し出ること。

(2) 受注者は、検査に先立ち、次の資料を提出すること。

ア 工程表（最新）及び協議決定事項一覧

イ 検査項目表（チェックリスト）及び試験要領（測定方法、条件、判定基準）

ウ その他当本部が必要と認める資料

3 中間検査

(1) 中間検査は、当本部が指示する時期に実施するものとし、当本部の指定により複数回実施することがある。

(2) 中間検査は、原則として受注者の製作場所等の現地において実施する。なお、当本部が必要と認める場合は、文書及び写真等による確認を併用し、又は当該事項の現地確認を省略することがある。

(3) 受注者は、中間検査に際し、営業担当者及び技術担当者を立ち会わせること。

(4) 中間検査では、次の事項を確認する。

ア 工程表に基づく進行状況及び協議決定事項の反映状況

イ 組立、板金、溶接等の施工状況及び仕上げ状況

ウ 電装品・配線・配管等の施工状況（固定、保護、貫通部処理、整備性を含む）

エ 収納庫、ステップ、手摺、扉/シャッター等の取付状況並びに安全措置の施工状況

オ その他当本部が必要と認める事項

4 完成検査

(1) 完成検査は、納入時に当本部指定場所において実施する。

(2) 受注者は、完成検査に際し、営業担当者を立ち会わせること。なお、当本部が必要と認める場合は、受注者は技術担当者その他必要な者を立ち会わせること。

(3) 完成検査では、次の事項を確認する。

ア 車体の構造及び艤装状況（外観、塗装、記入文字、反射材、危害防止処理を含む）

イ 扉/シャッター、ステップ、手摺等の作動、ロック、安全措置及び必要な表示

- ウ ポンプの作動・性能（仕様書の性能要件に基づく）
 - エ 灯火・警報・電装の動作（連動・表示・警報を含む）
 - オ 付属品・装備品・積載品の規格、員数及び固定状況
 - カ 車両走行（操縦性、制動、異音・異常の有無等、当本部が必要と認める範囲）
 - キ 転覆角度及び完成車重量の確認（第2章2(9)に定める資料による）
 - ク 中間検査時の協議決定事項及び指示事項への適合状況
 - ケ その他当本部が必要と認める事項
- 5 不適合が認められた場合
- (1) 受注者は、当本部の指示に従い無償で補修、調整又は交換を行い、再検査を受けること。
 - (2) 再検査に要する費用は受注者の負担とする。ただし、当本部の責に帰すべき事由による場合を除く。
- 6 日程等
- 検査日程、実施場所、詳細事項（検査範囲、方法、立会体制の追加等）は当本部と受注者の協議の上決定する。受注者は、検査に支障のない体制（必要な工具、燃料、試験用資機材、試験水等を含む）を確保すること。

第18章 登録手続き等

- 1 車両登録、緊急自動車届出等の諸手続きは受注者が行うものとする。
- 2 契約締結から納入までの諸経費（リサイクル料金を含み、車両重量税及び自動車損害賠償責任保険料を除く。）は、受注者が負担するものとし、入札金額に含めるものとする。車両重量税及び自動車損害賠償責任保険料は入札金額に含めず、発注者が負担するものとし、受注者が立替払いの上、納入検査合格後に本部が別途支払うものとする。なお、受注者は、立替払いを証する書類を本部に提出すること。
- 3 受注者は、納入前に所轄公安委員会等への緊急車両関係手続きを行い、必要な承認を得ること。

第19章 保証及び補則

- 1 保証期間は次によること。
 - (1) 本車両（ベース車及び艀装を含む。以下同じ。）の保証期間は、納入（検査合格・引渡し）の日から1年間とする。
 - (2) ただし、塗装、メッキ、表示類等の保証期間は、第16章の定めによる。
 - (3) メーカー等が1年を超える保証を設定している部位・機器については、当該メーカー保証を適用できるよう、保証書類一式を納入時に提出すること。
- 2 保証の範囲は次によること。

- (1) 保証期間中に、設計不良、工作不良又は材質不良その他受注者の責に帰すべき事由に起因する不具合が生じた場合、受注者は当本部の指示により無償で修理、調整又は取替えを行うこと。
 - (2) 無償対応には、原則として部品代、作業費、出張費等、当該不具合の復旧に必要な費用を含むこと。
 - (3) 不具合が艀装部、付属機器、積載固定具等の複合要因にまたがる場合であっても、受注者は窓口として責任をもって原因切り分け及び復旧調整を行うこと。
- 3 保証期間経過後の取扱い（契約不適合等）は次によること。
- 保証期間経過後であっても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する不具合で、当本部が受注者の責に帰すべき事由があると認めるものについては、当本部の指示により受注者において無償で修理、取替え等必要な措置を行うこと。
- 4 点検整備及び操作要領説明は次によること。
- (1) 納入時に、当本部職員に対して本車両及び搭載機器の操作要領説明を実施すること。必要に応じ、点検整備講習等について当本部と協議のうえ実施すること。
 - (2) 納入後、1か月又は1,000km相当の点検（いずれか早い時期）を実施し、必要に応じエンジンオイル及びオイルフィルターを交換すること。さらに、6か月点検を実施すること。これらに要する費用は受注者の負担とし、入札金額に含めること。
 - (3) 上記点検の実施時期、実施場所、実施項目の詳細は当本部と協議して決定すること。
- 5 提出書類等は次によること。
- 受注者は納入時に、取扱説明書、保証書類、配線図、回路（ヒューズ/リレー）一覧、主要機器の仕様書、消耗品型式一覧その他当本部が必要と認める資料を提出すること。
- 6 登録番号（希望ナンバー）は次によること。
- 自動車登録番号は、管理上必要がある場合、当本部の希望ナンバーとする。番号は当本部と別途協議すること。
- 7 本仕様書の補則は次によること。
- (1) 本仕様書に記載がない事項であっても、車両として当然に必要な装備（ベース車の標準装備を含む）は備えること。ただし、艀装上の支障がある場合は当本部と協議のうえ決定すること。
 - (2) その他疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定する。

別表

(艀装費 特殊艀装)

番号	品名	型式・仕様	数量
1	水2標準艀装費	A2ポンプ, 配管, 標準水槽含む	1式
2	オールシャッターボデー	アルミバー式シャッター	1式
3	ドアステップ左右各2枚	エプロンステップ(2), フェンダステップ(2)	1式
4	軽量2500L水槽増値	アルミ製	1式
5	ボックス内架装	仕切り棚・アルミBOX・パタン扉等	1式
6	引き出し回転式はしご昇降装置	オールアルミ・ステンレス製	1式

(装備品)

番号	品名	型式・仕様	数量
1	ポンプ圧力計	ポンプ室左右各1個、透過光照明灯付	2
2	ポンプ連成計	ポンプ室左右各1個、透過光照明灯付	2
3	エンジン回転計	シャシ固有のもの。	1
4	エンジン油温計	シャシ固有のもの。	1
5	オイルクーラー 水冷式		1
6	オイルパンヒーター・バッテリー充電器	10m専用コード付	1
7	全扉パワーウィンドウ、集中ドアロック、エアコン及びラジオ	シャシメーカー純正品であること。	1式
8	ヘッドライト	LED	1
9	フォグランプ	LED	1
10	左側自動収納式パワーミラー・アンダーミラー		1式
11	ハイルーフ一体型赤色警光灯・スピーカー・モータサイレン		1式
12	電子サイレン	大阪サイレンMARK D1シリーズ TSK-D152	1式
13	電動サイレン	赤色主警光灯に設置	1
14	標識灯(黄色)	赤色主警光灯に設置	1
15	各スイッチ集合盤	大阪サイレン SBW-D1	1式
16	照明灯	小糸製作所、LEDサーチライト、MYS-75LP	2式
17	後退警報器	シャシ固有のもの	1
18	ポンプ回転計	デジタル式	2
19	流量計	デジタル式	4
20	積算流量計	デジタル式	2
21	不凍液注入装置		1
22	消防用無線装置一式(移設)	取り付け位置は別途指示(既存品)無線局免許申請含む。	1式
23	AVM端末装置(移設)	取り付け位置は別途指示(既存品)	1式
24	消防章	(直径150mm)	1
25	キャブ内照明灯	LED天井埋め込み	1
26	マップランプ	隊長席、後部両側LED方向自在式	3
27	庫内灯及び計器灯	小型LED	必要数
28	書類ボックス		1
29	空気呼吸器固定装置	クイックホルダー	4
30	車外無線送受話器取出口一式	車体両側 スピーカー付き	2
31	GPSカーナビゲーション		1
32	GPS時計		1

33	スタッドレスタイヤ	ホイール含む	6
34	ジャシ工具一式		1
35	三角停止板		1
36	牽引フック	車両前後部に取り付け	2
37	LEDフットランプ		1式
38	路肩灯及び車幅灯一式	両側後輪付近及び車両後部 広範囲照射 LED	1式
39	泥よけ一式	前後両車輪 4箇所	1
40	スペアタイヤ	ラジアルタイヤ・ホイール付	1
41	フロアマット一式		1
42	ブースターケーブル		1
43	純正付属品一式		1
44	スペアキー		2
45	バックカメラモニター		1
46	アワーメーター	エンジンアワーメーター	1
47	商用電源コンセント	AC100V インバーター設置含む	1式
48	エアコン・ラジオ (AM・FM)	ジャシメーカー純正品	1式
49	バッテリーボックス	バッテリーカバー含む	1
50	サンバイザー	運転席及び隊長席用	計2
51	各ドアサイドバイザー		計4

(積載品及び装備品)

	品名	型式・仕様	数量
1	吸管(7.5mm×1.0m)	大阪ゴム製、LF-RS	1
2	吸管(7.5mm×2.5m)	大阪ゴム製、LF-RS	4
3	吸口ストレーナー(75mm)	樹脂製	2
4	吸管ストレーナー・藤籠	ストカゴセット3 (フック、ロープ付き)	2
5	吸管ちりよけかご	ストカゴに含む	2
6	吸管まくら木	ゴム製	2
7	吸管ロープ	ストカゴに含む	2
8	消火栓用媒介金具	75 ^{mm} メス径×65 ^{mm} 差込メス YONE製、AS-75	2
9	中継用媒介金具	65 ^{mm} メス径×65 ^{mm} 差込メス YONE製、AS-65	2
10	消火栓開閉金具	岩崎製作所製、MH75型キーハンドル、1010mm	1
11	フック式マンホールキー	ベストツール社製、もちあげくんML-001	2
12	吸管スパナ	鋳鉄製	2
13	ガンタイプノズル	YONE製、クアドアノズル(NH-50QFS)	2
14	ガンタイプノズル	YONE製、ホアテックスノズル(NV-50VX)	2
15	放口媒介金具	スィーベル65 ^{mm} メス径×65 ^{mm} /50 ^{mm} 差込オス YONE製、ANS-65MC	4
16	とび口	グラスファイバー柄、岩崎製作所製、GFT 2本	2
17	金てこ	ピンチバール、モクバ製、D-16	2
18	剣先スコップ	浅香工業製、金象印ショベル、10227122	1
19	鍵付き梯子	関東はしご製、KHFL-TOT31(レバーロック解除式)	1
20	二連はしご	関東はしご製、チタン製、KHFL-CT60	1
21	車輪止	ゴム製・中型	4
22	消火器	A B C粉末6kg型 自動車用	1
23	消防用ホース	1.6MPa、65mm×20m	10
24	消防用ホース	1.6MPa、50mm×20m	20
25	ポンプ工具	冷却水ストレーナスパナ、オイル差し、他	1
26	タイヤチェーン一式	後輪用	1
27	二又分岐金具	65 ^{mm} メス差込×65/50 ^{mm} 差込オス YONE製、WB-65MC	2
28	ホースブリッジ	大阪サイレン製 C B 450	1
29	斧	GF柄アックス 700mm SGA-1、千吉	1

30	かけや	浅香工業製、金象印シヨベル、掛矢 八角 樫120柄共	1
31	スタンドパイプ(差込式)	単口引上げ式800mmYONE製、PS-65・800	1
32	空気呼吸器	A1-12 SD5付 NT、面体拡声装置付き 警報6MPa仕様	4
33	空気ポンプ	730CIII ポンプ保護カバー上下付き	4
34	携帯用警報器	M S A モーションスカウトTK-T-R	1
35	中継口ストレーナー(65mm)	樹脂製	2
36	吸口エルボ	AS-75SSW AC、YONE製	1
37	高圧用電気絶縁ゴム手袋	YS-101、ヨツギ製	2
38	絶縁ゴム長靴	YS-111、ヨツギ製	2
39	ホースバッグ	大型ホースバッグ FS1型、FSジャパン製	2
40	ホースバンド	0Qバンド(漏水止め応急バンド)、020Q00C、岩崎製作所製	6
41	携帯拡声器	TD-503R、ノボル電気製	2
42	ハンマー	両口ハンマー #6 TRH-60、トラスコ中山製	1
43	赤色点滅灯：前面	LFA-200、大阪サイレン製	2
44	赤色点滅灯：側面	LFA-200、大阪サイレン製	3
45	赤色点滅灯：後面	LFA-300、大阪サイレン製、プロテクター付き	2
46	作業灯：ハイルーフ部	MYSW-L880W、MAIN WAIN製	2
47	作業灯：車体側面	MYSW-L1140W、MAIN WAIN製	4
48	作業灯：後面	MYSW-L1140W、MAIN WAIN製	1
49	スタッドレスタイヤ	1式	1
50	旗	訓練旗 白生地/赤文字 縦型各1枚	1
51	旗竿	桃太郎式	1
52	ボルトクリッパー	ZBC-450、MMC製	1
53	充電式パワーカッタ	CE004G、マキタ製 レスキューブレード、パンサーグローバルダイヤ製	1
54	充電式 レシプロソー	JR002GZ、マキタ製	1
55	充電器・バッテリーセット	マキタ パワーソースキット XGT8(2口充電器+4Aバッテリー×2個)、マキタ製	1
56	バッテリー	BL4040F(4A、2個)	2
57	水力換気ノズル	水力換気ノズル COBRA 140cm、YONE製 またはハイドロベント、ハイドロベント社	1
58	熱画像直視装置	FLIR社製、K2	1
59	救命胴衣	PFD JPモデル、J. PLANNING製	3
60	デジタルカメラ	PENTAX WG-90 ブルー	1
61	赤色交通誘導灯	TR-LE12550、トラスコ製	2
62	吹き流し		1
63	吹き流し用ポール	ポール三脚付き	1
64	分岐管	WB-65・40、YONE製	2
65	媒介金具	65差込オス×65差込オス(2) 65差込メス×65差込メス(2) 50差込メス×40差込オス(2) 40差込メス×50差込オス(2)	8
66	短尺ホース	65mm×7m(差込)	2
67	火災防御・屋内進入用具	AUTOROLL V6 MAX(2)、BA MOORING COLLAR(2)、Courant製	4
68	火災防御・屋内進入用具	サーチライト火災検索ロープ67m、スターリン	1
69	火災防御・屋内進入用具	サーチコーン、スターリン	12
70	ガス検知器	ポータブル型6成分 GX-6100、理研計器製	1
71	オートパックスクリュードライバ	FR451DRGX、マキタ製	1

72	フルボディハーネス	アバオ 国際バージョン C071CB、ペツル製	2
73	ハーフ スケッド ストレッチャー	SK-220-OR、SKEDCO製	1
74	エアマットジャッキ	Vetter マイティバッグ (8bar/0.8MPa) KV18、KV24、KV31、KV24L、KV40、 KV54 ストップバルブ、SBVホース5m、減圧器	1